

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

1 1 月開会会議議案

(条例関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 1 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	1

議第1号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について 説明資料

市民生活部市民課

第1条関係 (安来市国民健康保険条例の一部改正)

(改正部分)

改正後	改正前
<p>第10条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 _____ においてはその者に対し10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第10条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は、同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し10万円以下の過料を科する。</p>

第2条関係 (安来市福祉医療費助成条例の一部改正)

(改正部分)

改正後	改正前
<p>(医療証等の提示) 第7条 福祉医療対象者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に対して、<u>社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることを確認を受けた上、医療証等を提示</u>しなければならない。</p>	<p>(医療証等の提示) 第7条 福祉医療対象者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に対して<u>医療保険証等とともに</u> _____ 医療証等を提示しなければならない。</p>

第3条関係 (安来市子ども医療費助成条例の一部改正)

(改正部分)

改正後	改正前
<p>(資格証の提示) 第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該医療機関等に対して、<u>社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることを確認を受けた上、資格証を</u>提示しなければならない。</p>	<p>(資格証の提示) 第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該医療機関等に対して、<u>社会保険各法に定める保険証とともに</u> _____ 資格証を提示しなければならない。</p>